令和８年（フ）第４１９号
埼玉県ふじみ野市上福岡三丁目４番10―103号
債務者　村上　亮平
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４５７号
埼玉県入間市大字仏子1035番地１　ＬＭ３―101
債務者　佐藤　大輔
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５０７号
埼玉県日高市大字原宿173番地４　グランデ・カーサＥ　103号室
債務者　山崎　裕一
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５１３号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　１街区20棟204号
債務者　石川はつ子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５２０号
埼玉県川越市大字砂新田369番地45　（エクレール新河岸205号室）
債務者　酒井　一憲
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５２１号
埼玉県川越市大字砂新田369番地45　（エクレール新河岸205号室）
債務者　芹川まゆみ
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５２２号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目12番地18　リュミエールみずほ台103
債務者　ウチダ　ビオレタ　ダカロース
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５２５号
埼玉県入間市東藤沢５丁目29番８号　ヴィラパルステージⅡ101
債務者　角張有希菜（旧姓友寄）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５２８号
埼玉県坂戸市八幡一丁目10番７号　シティパレス八幡Ⅱ―105号室、前住所東京都八王子市宮下町608番地　さくら第２八王子ハウス
債務者　眞尾　千尋
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２４７号
埼玉県本庄市駅南２丁目８番11号　エトワール本庄第二305
債務者　吉野　大樹
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２５１号
埼玉県本庄市寿３丁目２番３号　シティーホームズ本庄Ⅴ　203
債務者　角田　カトリーナこと　ツノダ　カトリーナ　ラミレス（ＴＳＵＮＯＤＡ　ＫＡＴＲＩＮＡ　ＲＡＭＩＲＥＺ）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２６４号
埼玉県東松山市幸町12番33号　モン・シャトレ202、旧住所埼玉県東松山市高坂２丁目10番地２　ル・リアン201
債務者　櫻井　美月
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第７７号
新潟県新発田市本町４丁目14番23号　イーストハイツ　103
債務者　小柳　大輝
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第４９号
新潟県上越市五智３丁目13番１号　アシスト上越マンションⅠ　202号
債務者　田幡　和也
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第１９号
京都府舞鶴市字公文名88番地―Ｂ202号
債務者　宮崎　祐馬
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第３３９号
大阪府貝塚市南町３番16―201号
債務者　藤田　美樹
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３６８号
大阪府泉大津市助松団地１番12―309号
債務者　東　　俊光
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係